

しないといけない手続き

- ① ヤードの仕事を新しく始めるとき → 窓口に相談します
群馬県の許可を受けます
- ② 5年がすぎる前に → 群馬県の許可を受けます
- ③ 仕事の内容が**多く変わる**とき → 窓口に相談します
群馬県の許可を受けます
- ④ 仕事の内容が**少し変わる**とき → 窓口に届出します
- ⑤ 今ヤードの仕事をしているとき → 窓口に届出します

■ 手数料

①のとき	: 56,000 円
②のとき	: 48,000 円
③のとき	: 46,000 円
④のとき	: 0 円
⑤のとき	: 0 円

■ 基準を守らないと

注意されたり、改善の命令を受けます
とても悪いときは、罰があります

**2年まで刑務所に入る
100万円までの罰金を払う
場合があります**

このチラシの内容がわからないとき、よく知りたいときは、窓口に電話します

窓 口 Gunma Prefectural Office
Department of Environmental Affairs and Forestry
Waste and Recycling Division

群馬県庁 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 リサイクル係

TEL 027-226-2824

✉ haikirisaka@pref.gunma.lg.jp

よく知りたいときは、群馬県のホームページを見ます



新しい条例の大事なお知らせ

条例の名前
群馬県再生資源物の屋外保管
等の規制に関する条例
略称
「ぐんまのヤード条例」



生成 AI により作成

2026年10月1日から、次の①～③を全部するときは、群馬県の許可を受ける必要があります

- ① 大きな機械を使います
 - ② 金属やプラスチックを集めます
 - ③ 建物の外で作業します
- 受け取ります
買い取ります

基準を守ってください

- ・囲いや設備などの基準
- ・決められた作業の基準

基準を守らないと、罰があります

今、この仕事をしている人は
2027年3月31日までに届出します。

→ 許可を受けたこととなります

言葉の意味

- 再生資源物とは
もう使わない物で、集めたものことです
(例：金属、プラスチック、スクラップ)
- 屋外とは
建物の外のことです
- 重機とは
大きい機械のことです
(ショベルカー、フォークリフトなど)

- 条例の対象でない人・場合
- 次の人・場合はこの条例の対象ではありません
- ・せまい場所 (100㎡以下) だけ使う人
 - ・自分が使うために金属やプラスチックを置いている人
 - ・国や県や市町村がしている仕事
 - ・他の法律で許可を受けている仕事

※他の法律も守りましょう (場所など)

※日本語がわかる人と見てください

屋外保管の基準

1

構造基準

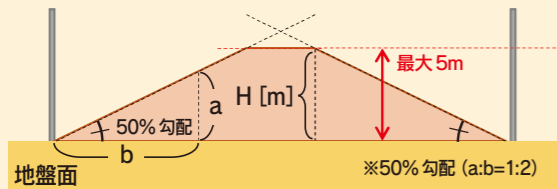
- ① 囲いの設置
(荷重が直接かかる場合) 構造耐力上安全
- ② (汚水等の流出、地下浸透のおそれがある場合)
不浸透性の材料での舗装、油水分離装置・排水溝の設置

2

保管等基準 A

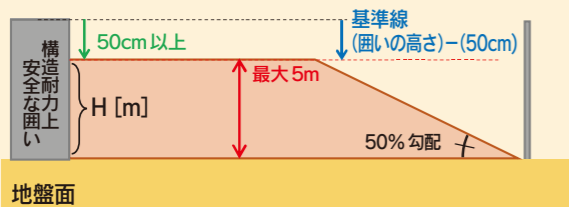
(容器を用いずに保管する場合)
保管物の高さが、(ア)～(ウ)で定める高さ

(ア)「保管場所の囲いが無い場合」又は
「直接負荷部分」が無い場合



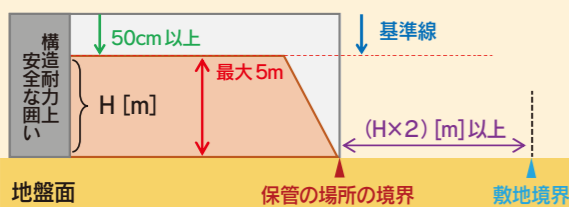
H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※50%勾配 (a:b=1:2)=26.5°
※最大高さは、「50%勾配の線の交点」と「5m」のいずれか低いもの

(イ)「直接負荷部分」がある場合 ((ウ)を除く)

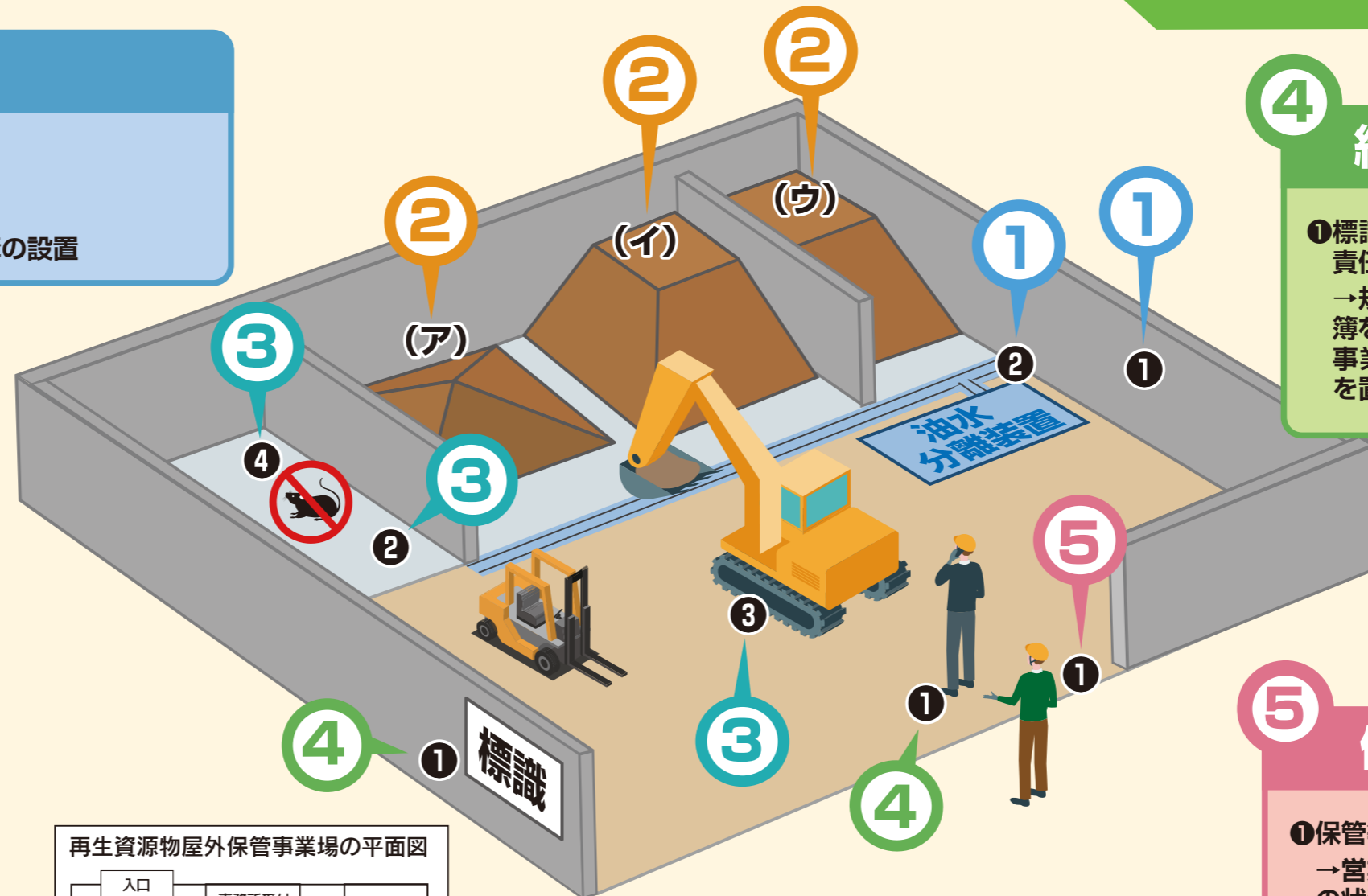


H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「50%勾配の線」、「5m」のいずれか低いもの

(ウ) 保管場所の三方の囲いに「直接負荷部分」がある場合



H [m] : 最大の保管の高さ
: 積み上げ保管の範囲
※最大高さは、「基準線」、「5m」、「敷地境界までの距離の1/2」、のいずれか低いもの



4

維持管理等基準

- ① 標識の掲示、帳簿の作成・保存、現場責任者設置
→規則で定める事項を記した標識、帳簿を作成すること
事業を適切に行うため、現場責任者を置くこと

5

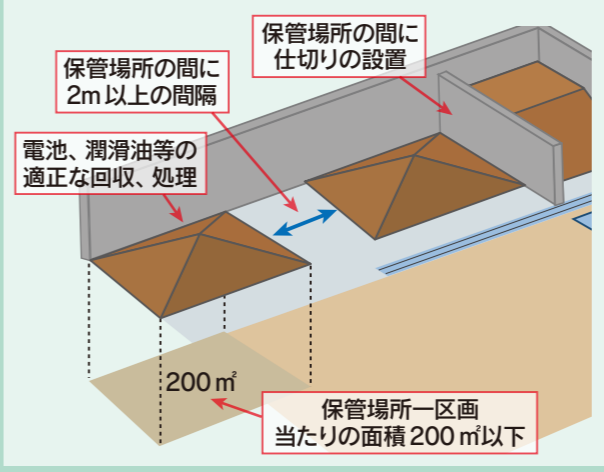
保管等基準 C

- ① 保管等状況の視認性
→営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること

3

保管等基準 B

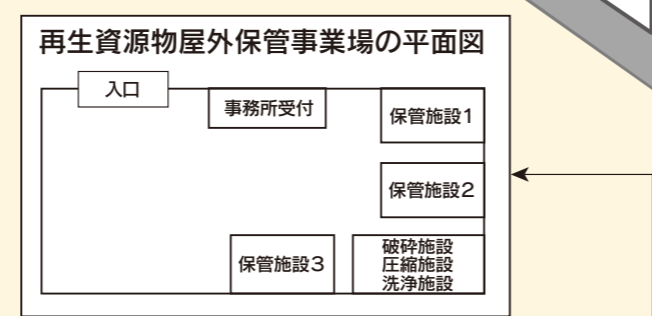
- ① 発生等防止措置 (火災・延焼防止措置)
※雑品スクラップに限る



- ② 発生等防止措置 (油等流出・浸透・悪臭)
→(油や汚水の流出・地下浸透のおそれがある場合)
底面のコンクリート敷設や、油水分離装置・排水溝の設置

- ③ 発生等防止措置 (騒音・振動による支障)
→重機等の稼働、保管物の積み上げ・積み下し、破碎等によって発生する騒音・振動で、生活環境の保全上の支障を生じないように措置

- ④ 発生等防止措置 (害獣・害虫)
→ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止する措置



再生資源物屋外保管業に関する標識	
許可の年月日	令和8年〇月〇日
許可番号	令和8年〇月〇日届出 (みなし許可)
事業者の氏名又は名称 (法人にあつては代表者の氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
事業者の連絡先の電話番号	×××-××××-×××× (携帯電話 ×××-××××-××××)
再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積	再生資源物屋外保管事業場の平面図
所在地	〇〇市〇〇番地
敷地面積	〇〇㎡
保管する再生資源物の区分	金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ
保管物を積み上げる高さのうち最高のも	3m
破碎等をする場合にあっては、当該破碎等の種類	破碎、圧縮、洗浄 (破碎等の対象は金属スクラップのみ)
条例第16条の現場責任者の氏名及び連絡先の電話番号	〇〇 〇〇 ×××-××××-××××

※例示です。詳しくは御相談ください。